

雇用調整助成金

事業の縮小を余儀なくされ、一時的に従業員を休業または教育訓練し、休業手当等を支給することで、手当の一部が助成される雇用保険関係の助成金制度です。

どうしたら使えるのか①

新型コロナウイルス感染症の影響を受けること

どうしたら使えるのか②

1か月の売り上げが前年同月と比較して
5%以上減少していること

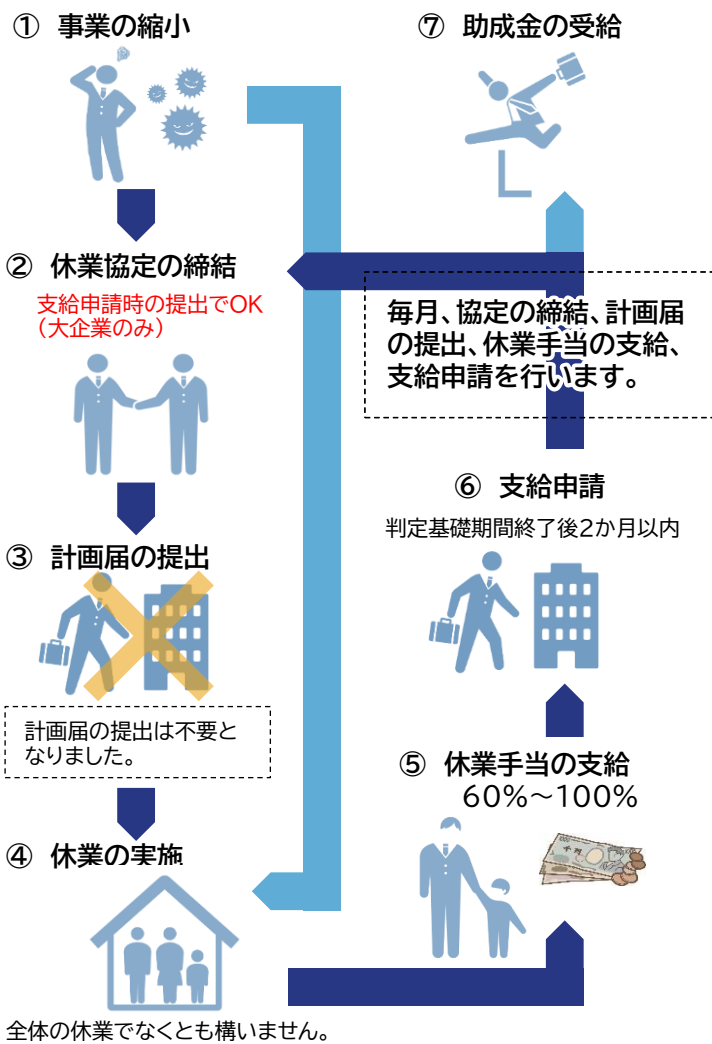
どうしたら使えるのか③

従業員を休業させ、休業手当を
60%以上支給すること

助成金の対象はだれか？

原則、すべての従業員様が対象です。
雇用保険がかかっていないパートタイマーも
対象になります。

受給までの流れ



助成率・助成額

[中小企業]			
判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月
原則的な措置 [全国]		4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①
業況特例(※1) [全国]		—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	—	4/5 (10/10) 予定 15,000円 ②
	まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) 15,000円 ②

[大企業]			
判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月
原則的な措置 [全国]		2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①
業況特例(※1) [全国]		4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 予定 15,000円 ②
	まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) 15,000円 ②

- ①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。
- ②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

(注)金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、
Aが30%以上減少している事業主

A:休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標
B:Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）

【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等(短時間休業を含む) (※)中小企業は5月1日から6月末まで(4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。)

※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
③要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する。

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短期間休業を含む)